

(仮称) 敦賀市知育・啓発施設指定管理者募集に係るプロポーザル質問回答書 (その1)

受付日	回答日	No	質問	回答
12月26日	12月28日	1	【様式1の2 別紙① 委任状関係】 共同企業体（構成員）ごとに別々の用紙で構わないのか。	可（可能な限り、同一用紙）
		2	【副本関係】 各書類、捺印が必要なものもコピーで構わないのか。	可
1月4日	1月7日	1	【共同企業体構成員関係】 任意団体を構成員とする予定だが、提出書類は。 （※「法人の登記事項証明書」「法人の印鑑証明書」「納税 及び納付証明書」等がない）	「様式1の1 指定管理者指定 申請書」の「2 提出書類」を 参照。
1月4日	1月15日	1	募集要項P8「キ 施設の管理に関する業務」に「飲食可能な場として管理する。」とある。市民アンケートなどの内容からはカフェサービスを希望する声が多く有り、実際に行政施設に併設する形でカフェを導入するほうがより市民利用が高まると考えられ、目的外使用としてカフェサービスの導入を検討している。その場合、必要な給排水設備の工事費用は募集要項に定める工事費の中で負担するという理解で合っているか。	飲食の提供等の自主事業は、原則、 事業者負担（給排水設備は本市で負 担する予定。カフェ等で使用する衛 生設備や什器備品は事業者負担の予 定。）
		2	募集要項P1「1」「(1) 背景」に記載されている「民間事業者が商業機能や宿泊機能を整備…」とあるが、商業機能とは具体的にどのようなサービスが導入される予定か。	カフェ等の飲食店舗、土産物屋、一 時預かり施設等が導入される予定。 詳細は土地活用事業者の今後の検討 による。
		3	募集要項P10「9 管理運営に要する経費」に記載されていないその他の経費、例えばWi-Fiサービスを導入した場合の機器の保守や書籍の在庫棚卸の費用も発生することが想定されるが、負担方法は。また、例えば施設設備についても、防犯カメラやエレベーター、エスカレーターなどの機器設置が必要と考えられ、台数、空調機器の使用台数や仕様により維持管理費用が大きく変わるが、まだ施設計画が決まっていない状況でそれらの費用の負担方法は。	Wi-Fiサービスの機器保守費や在庫棚 卸費は、指定管理者の管理経費。エ レベーターやエスカレーター等の共 用設備については土地活用事業者が 整備し、共益費は本市が負担。

(仮称) 敦賀市知育・啓発施設指定管理者募集に係るプロポーザル質問回答書 (その2)

受付日	回答日	No.	質問	回答
1月4日	1月15日	4	事業者から内装設計の提案を実施するとありますが、市民の利用のしやすさを考える上で建物の形状や配置も非常に重要な要素と考えられる。内装設計にとどまらず施設の配置提案も必要と考えますが、提案及び変更は可能か。	後日提示する公共機能の区画位置を参照。
		5	数万冊ある書籍在庫の販売実績や在庫管理、書籍発注など、市への報告・モニタリング上必要な情報を管理するために書籍管理システム(POSレジシステム)などの導入が必須と考えられるが、募集要項には特段の記載がない。こちらは市で準備するという理解で合っているか。	募集要項P12「10」「(4) 書籍等の調達・提供・管理システム」を参照。
		6	P11に記載されている書籍調達費とは、具体的にどんな費用を想定されているのか。また、指定管理期間中に発生する書籍の調達についても、書籍調達費は市に請求できるという理解で合っているか。	書籍調達費とは、本施設に設置する書籍を、出版社や取次会社から調達する際にかかる費用のこと。指定管理期間中の書籍調達費については、指定管理者の管理経費。
		7	市民フォーラムアンケートの「導入を求める民間機能」という設問では書店よりも宿泊機能やカフェ機能、図書館や土産物などのサービスが要望の上位に来ているが、今回の公益施設では導入に至らなかった経緯は何か。	宿泊機能やカフェ等の飲食機能、物販機能は土地活用事業者にて導入を求めているためである。
		8	参考までに、想定される坪当たり月額使用料は。	5,500円/月坪
		9	今回の指定管理の主たる業務は書籍販売及び在庫管理業務であり、指定管理制度上、書籍販売業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできず、指定管理者が自ら行う必要があるため、事業者は書籍販売の業務実績が必須という理解で合っているか。	募集要項P12「11 申請資格」を参照。
		10	導入する公共(公益)機能について、市民からはかなり多様なサービスを求める意見が出ているが、施設規模そのものが750㎡とかなり小規模に見受けられる。提案内容によっては施設規模について拡張の検討などの可能性はあるのか。	施設規模は750㎡とする。

(仮称) 敦賀市知育・啓発施設指定管理者募集に係るプロポーザル質問回答書 (その3)

受付日	回答日	No	質問	回答
1月4日	1月15日	11	開館日数について年間開館日数の下限設定などあるのか。	現時点で下限設定はないが、開館日及び開館時間は土地活用事業者が整備する提案施設と同様とすることを予定していることに留意すること。
1月8日	1月15日	1	本施設の年間来館者数又は利用者数の予算は。	来館者数又は利用者数は指定管理者決定後の協議事項。
1月23日	1月28日	1	全体におけるこの施設の位置付けや関係性がわかる、全体図はないのか。また、立面図は。	提示した条件において提案すること。立面（外装）については今後の検討事項のため、本募集段階では応募者にて適宜想定すること。
		2	提示された区画図面を基にイメージパースを作成・提出を行う必要があるかと思うが、施設の利便性や機能性の向上を目的とした施設の形状変更などの提案を行った場合は、提示された2層の施設図面をベースにイメージパースを作成するのか、形状変更の提案後をベースにしたイメージパースを作成するのか、いずれか。	提示した条件をベースにしたパースの作成は必須とする。形状変更提案後のパース作成は任意とする。
1月25日	1月31日	1	施設が建設される位置、AゾーンとBゾーンの関係性、建物全体の平面、立面、敦賀駅を含む施設周辺との関係や交流施設からのアクセス想定（屋根、専用連絡通路の有無）など詳細は。	提示した条件において提案すること。
		2	駅からの配置、また駐車場からの利用者導線は。	配置及び利用者動線については今後の検討事項のため、提示した条件において提案すること。
		3	他棟との利用動線ネットワーク方針は。	同上
		4	Bゾーンの配置図面、利用者導線は。	同上
		5	天井までの高さは全て4.7mか。吹き抜け部分の天井高は。	階高4.7mとし、天井高さは提案による。

(仮称) 敦賀市知育・啓発施設指定管理者募集に係るプロポーザル質問回答書 (その4)

受付日	回答日	No	質問	回答
1月25日	1月31日	6	開口部（窓）と壁の位置は。公園に面した側の壁面はガラス壁あるいは窓か。	提示した条件において提案すること。立面（外装）については今後の検討事項のため、本募集段階では応募者にて適宜想定すること。
		7	「分棟型」とあるが、他の施設から独立しているのか。上層階はあるのか（内装制限の有無に影響するため）	分棟型であり他施設からは独立している。上層階はないものとして提案すること。
		8	図面には柱がないが、実際にあるようなら図示してほしい。	提示した条件において提案すること。柱位置は適宜想定すること。
		9	E V、階段は上層の施設とつながっているのか。	上層階はないものとして提案すること。
		10	E V、階段の位置は動かせるのか。	提示した条件において提案すること。
		11	便所は別棟で整備とあるが、どの程度の距離か。親子連れの来館に備え、トイレや授乳室は近いことが必須と思われる。	近接した位置に整備されるものと想定し提案すること。
		12	建築の外部意匠・仕様についてはどのような方針か。	提示した条件において提案すること。立面（外装）については今後の検討事項のため、本募集段階では応募者にて適宜想定すること。
		13	外部公園のイメージはどのようになっているのか。当施設との一体利用の提案は可能か。	外部公園のイメージについては今後の検討事項のため、本募集段階では応募者にて適宜想定すること。一体利用の提案は可能。
		14	「設計図等は不要です。」とあるが、審査項目における平面計画は図面が不要ということか。この文の意味は。	審査項目に関する平面計画は必要。今回示した本施設の配置・形状等について変更すべき点についての提言に関しては設計図等は不要。文章の意味については、4月以降の土地活用事業者との協議に備えて、その参考に供するためである。

(仮称) 敦賀市知育・啓発施設指定管理者募集に係るプロポーザル質問回答書 (その5)

受付日	回答日	No	質問	回答
2月7日	2月13日	1	募集要項P8にある「キ施設の管理に関する業務」における「清掃」というのは、整理整頓や机上の掃除等といった一般的な業務内容を指すのか。それとも絨毯の洗浄クリーニングや窓ふきといった定期的な清掃を指すのか。 また、球切れとなった電球などは、受託業者の負担で準備することか。	知育・啓発施設内の清掃業務については、日常清掃・定期清掃を問わず、いずれも、指定管理業務である（施設外の窓の外拭き等については、指定管理業務外） 球切れとなった電球等は指定管理業務の経費の範囲内で指定管理者が交換する。
2月10日	2月18日	1	事業計画書等の作成費については費用計上できるのか（設計業務に関する提案書の作成費用は指定管理準備業務費に含めてよいか）	不可（募集要項P23「17その他」(9)参照）
		2	設計監理業務委託費として以下を想定しているが、これら以外で設計監理業務委託費に含まれるものがあるか。 1) 実施計画に基づいた全体空間、制作什器、制作家具の図面作成 2) 購入家具の選定、資料作成 3) グラフィックデザイン図面作成 4) 実施デザインに関する制作会社、各社への質疑質問応答 5) 空間全体のディレクション、定例などの打ち合わせ出張費	基本的にはそのとおりであるが、設計と工事監理にかかる一切の業務を想定し、提案すること。
		3	設計監理業務委託費の支払いはどのようなタイミング、時期になるのか。	敦賀市財務規則に則り、優先交渉権者の選定後、市と協議し、確定。
		4	工事期間中に設計の現場監督が常駐する必要があるか。	不要

(仮称) 敦賀市知育・啓発施設指定管理者募集に係るプロポーザル質問回答書 (その6)

受付日	回答日	No	質問	回答
2月10日	2月18日	5	<p>以下の空間まわりに付随するものの費用はどこの経費に含まれるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入家具 ・制作家具 ・照明器具 ・サイン工事 (グラフィック工事) ・装飾備品 (オブジェ等の本以外のもの) ・映像、音響器具 ・書架ツール ・初期のWSなどのツール ・スタッフバックヤード周りの備品 (ロッカー、テーブル、椅子など) <p>※指定管理準備業務費に含まれるものと、想定工事費に含まれるもの、またはそれら以外の経費になるのかをはっきりさせたい。</p>	初期のWSツールは初年度の指定管理料に含む。その他は工事費に含む。
		6	指定管理準備業務費の支払いはどのようなタイミング、時期になるのか。	敦賀市財務規則に則り、優先交渉権者の選定後、市と協議し、確定。
2月14日	2月18日	1	<p>提出する計画書作成にあたり、「様式集」P1～、事業計画書等の提出書類について指定事項が記載してある。</p> <p>その読み方について、たとえば「サイズA3判、枚数1枚」とある場合、この「枚」はページ数ではないと理解してよろしいか。たとえば、設計業務の場合「A3判 3枚」ということは、両面印刷で6ページ分まで記載できる、ということではなく、片面で3枚分という理解でいる。</p>	A3判3枚とは、片面3ページを指す。 (様式集P3「2 提出書類作成において遵守すべき事項」「(1) 提出書類の書式についてーウ」)を参照)